

# 業務指示書

## ギニア国冷凍機管理技術

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年9月21日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 竹田 圭宏 Takeda.Yoshihiro@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年9月26日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(外国法人は登記簿写を提出してください。)

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ） 全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○） 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○） 業務主任者（総括）については補強を認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ） 外国籍人材の活用を認めます。

（○） 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ） 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：冷凍機管理技術に係る業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／製氷・冷蔵設備管理／資機材調達）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：製氷・冷蔵設備管理／資機材調達に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ギニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 メンテナンス・修理技術指導】

- 1) 類似業務の経験：メンテナンス・修理技術指導に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ギニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年10月3日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

OTJ費用(修理技術及び維持管理技術)、資機材費

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Privé d'Engender)」を登録し、同センターに滞在期間中の当分の月額のサービス相当額を「雑費」として計上することを要します。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XOF1 = 0.1742 円, US\$1 = 102.129 円, EUR1 = 114.257 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／製氷・冷蔵設備管理／資機材調達  
メンテナンス・修理技術指導

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月19日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

ギニア国冷凍機管理技術

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/製氷・冷蔵設備管理/資機材調達	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	( 8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： メンテナンス・修理技術指導	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	

## ギニア「製氷・冷蔵設備管理技術」

### 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

#### 1. プロジェクトの背景・経緯等

ギニア共和国（以下、ギニア）はアフリカの西岸に位置し、ギニアビサウ、セネガル、マリ、コートジボアール、リベリア、シエラレオネと国境を接している。西側には約 350km の海岸線を持ち、西アフリカ最大の大陸棚があることから豊富な漁業資源に恵まれており、水産業は高い開発潜在力を有している。ギニアの年間漁獲量は 1995 年の約 7.5 万トンから徐々に増加し、2003 年に約 14 万トンに達し、2012 年は約 16 万トンとなっている。これら年間漁獲量を漁業形態別にみると、零細漁業は近年増加傾向を示し現在約 9.5 万トンと全体の約 6 割を占めている。零細漁業による漁獲物はその殆どがギニア国内に流通しておりコナクリ市や内陸部に流通している。国民一人当たりの水産物消費量は年間約 14kg である。ギニアにおける零細漁業は国内の食糧保障、またこれらの作業に関わる漁業関係者の雇用にとって重要なセクターとなっている。

このような状況の中、日本は首都コナクリの零細漁業従事者を対象にして、協力を実施している。首都コナクリ市に位置する伝統的かつ大規模な水揚場であるブルビネ零細漁港においては、「小規模漁業振興計画」（1998 年）とその拡張を目的とした「ブルビネ零細漁港拡張計画」（2006－2009 年）を実施し、漁業操業及び水揚げ作業の効率化並びに衛生改善を行った。また、同コナクリ半島の中心部に位置するケニアンでは、ケニアン魚市場建設計画」（2003 年）を実施し、コナクリ市内消費用として流通される水産物の卸売機能や小売機能の改善に貢献している。

上記 2 つの水産施設は、現在もコナクリ市の重要な水揚げ場及び流通の中心として多くの漁業関係者によって利用されており、特に製氷や冷蔵施設は水産物の品質確保、内陸部への流通、保存等の観点から重要な役割を果たしている。しかし、一部の製氷・冷蔵施設では老朽化が進み、また漁業・養殖海面経済省及び施設運営組織による施設の管理・監督の意識・知識不足があり、メンテナンス等が適切になされていないこともあり、十分に機能していない乃至は故障のため稼働していない設備が存在している。ついては、人材育成と機材の修復を通じて、適切なメンテナンスを行い施設能力の向上を行うと共に、持続的に利用するため技術者への技術移転を早急に実施することが望まれている。

また、上記のような製氷・冷蔵機器に関する技術者の意識・知識不足等の問題は、近隣国でも同様であり、近隣国の政府からも技術者への技術移転の要望がある。

#### 2. プロジェクトの概要

##### (1) 上位目標

ギニアの中・長期的経済成長及び食糧の安定供給に貢献する。

##### (2) プロジェクト目標

水産施設における製氷・冷蔵設備の自主メンテナンス能力が高まり、自立的に持続可能な適切な運営がされる。

### (3) 成果

- 1) 対象とする製氷・冷蔵設備の製氷・冷蔵能力が高まる。
- 2) 対象施設及び漁業・養殖海面経済省の製氷・冷蔵設備担当の技術者の維持管理能力が強化される。
- 3) 製氷・冷蔵設備のメンテナンス計画及びメンテナンスマニュアルが作成され、各施設における一貫した維持管理システムが確立される。
- 4) 氷販売額・人員体制の見直しなどを通じて、財政面も含めた施設の持続的な管理運営体制が確立される。
- 5) 日本の無償資金協力で製氷・冷凍施設を供与されたもしくは供与が計画されている近隣仏語圏アフリカ諸国（コートジボワール、ベナン、トーゴ）の機器操作担当技術者の維持管理能力が強化される。

### (4) 活動

- 1) 対象水産施設における製氷・冷蔵設備の維持管理状況を確認し、課題を抽出・分析する。
- 2) 収支や人員体制等の水産施設の管理運営状況を確認し、課題を分析する。
- 3) 製氷・冷蔵設備技術者に対する技術研修(座学)を実施する。
- 4) 製氷・冷蔵設備技術者に対する技術研修(実地研修)を実施する。
- 5) 日本供与の製氷・冷蔵設備の故障・不具合の調査と修理に関する提言・支援を行う。
- 6) 製氷・冷蔵設備に関するメンテナンス計画及びメンテナンスマニュアルを作成する。
- 7) 水産施設の管理運営について、持続的な管理運営体制を提言する。

### (5) 過去の関連案件

- 1) 第4次小規模漁業振興計画（1998年）
- 2) ブルピネ零細漁港拡張計画、ブルピネ零細漁港改善計画（2006-2009年）
- 3) ケニア魚市場建設計画（2002年）

## 3. 業務の目的

本業務は、ギニア国政府からの要請に基づき、ギニア国で実施された水産分野の無償資金協力案件を対象に、製氷・冷蔵設備技術の専門家を派遣し、以下を達成することを目的とする。

- (1) ブルピネ零細漁港及びケニア魚市場のうち、選定された製氷設備の製氷・冷蔵能力が高まる。

- (2) 対象施設及び漁業・養殖海面経済省の製氷・冷蔵設備担当の技術者の維持管理能力が強化される。
- (3) 製氷・冷蔵設備のメンテナンス計画及びメンテナンスマニュアルが作成され、各施設における一貫した維持管理システムが確立される。
- (4) 氷販売額・人員体制の見直しなどを通じて、財政面も含めた施設の持続的な管理運営体制が確立される。
- (5) 日本の無償資金協力で製氷・冷凍施設を供与されたもしくは供与が計画されている近隣仏語圏アフリカ諸国（コートジボワール、ベナン、トーゴ）の機器操作担当技術者の維持管理能力が強化される。

#### 4. 実施方針及び留意事項

##### (1) 対象設備の選定について

対象とする製氷・冷蔵設備は、過去に日本が協力したブルビネ零細漁港及びケニアン魚市場の2施設から選定する。対象施設の選定にあたっては本OJTに必要な調達資機材を効果的に使用する観点から、対象施設の運営維持管理に関する組織・人員体制・予算や技術者のレベル等を考慮し、JICAセネガル事務所及びギニア国関係機関との協議を踏まえて本専門家派遣の後も自立的に運営が可能だと判断できた設備を選定する。

なお、「ブルビネ零細漁港拡張計画」で供与した製氷・冷凍設備は、アンモニアガスを冷媒として使用している。対象施設の選定にあたってはアンモニア及びフロンガスR22を冷媒とした両施設を選定することに留意する。なお、対象設備の状況（2016年2月時点：セネガル事務所による聞き取り調査）は以下の表のとおり。

水産施設名	機材・仕様	稼働開始年	冷媒ガス
ブルビネ零細漁港 (技術者7名)	製氷機(10トン/日)	2000年	フロンR22
	冷蔵庫(2トン)		フロンR22
	製氷機(10トン/日)	2010年	アンモニア
	冷蔵庫(2トン)		アンモニア
ケニアン魚市場 (技術者3名)	製氷機(5トン/日)	2004年	フロンR22
	冷蔵庫(1.5トン)		フロンR22
	冷凍庫(15トン)		フロンR22
	冷凍庫(15トン)		フロンR22
	冷凍・冷蔵庫廊下		フロンR22

##### (2) 修理技術及び維持管理技術に関する経験の普及について

第2次派遣で実施される修理技術及び維持管理技術に関するOJTに際しては、ブルビネ漁港及びケニアン魚市場の他、ギニア国関係機関が要望するギニア国内の技術者を選定す

る。さらに、日本が無償資金協力で製氷・冷凍設備を供与したもしくは計画されている近隣国（コートジボワール、ベナン、トーゴ）の技術者も招聘し、技術移転を行う。現時点で想定している近隣国の対象案件は以下のとおりである。

- ベナン国コトヌ漁港整備計画（冷凍庫・製氷機 2005 年稼働）
- コートジボワール国サンペドロ漁港改修計画（冷凍庫・製氷機 1997 稼働）
- トーゴ国ロメ漁港整備計画（製氷機 2019 年稼働予定）

実施の際には、コートジボワール事務所にてコートジボワール、ベナン、トーゴからの技術者の参加を打診し、各国最大 1 名を OJT で受け入れることとする。その費用に関しては別見積りとする。

### （3）調達資機材について

無償資金協力で整備された設備・機材において、修理技術及び維持管理に関する OJT で調達する主要な資機材は本邦購送資機材とならざるを得ないが、対象設備の維持管理の持続性の観点から、可能な限り現地調達で代用可能な資機材の調達を検討する。

### （4）メンテナンス計画及びメンテナンスマニュアルについて

メンテナンス計画及びメンテナンスマニュアルについては、対象設備の維持管理体制・技術者レベル・施設利用・メンテナンス業者契約の可能性等を考慮する。JICA セネガル事務所と協議しつつ、対象施設の監督機関等の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出し、実効性を有しかつ管理・監督しやすい内容とする。

### （5）類似案件への留意点・改善点

現地調査を踏まえて、今後の類似の事業設計や実施における留意点・改善点の把握に努める。

## 5. 業務の内容

上記「1. プロジェクトの背景・経緯等」、「3. 業務の目的」及び「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下に示す業務の内容について、効率的・効果的に業務を実施するために必要な作業方法・手順等を国内作業・現地派遣及び国内分析・派遣準備作業毎に具体的にプロポーザルで提案すること。

### （1）国内準備作業

#### ア 聞き取り調査による問題把握

対象施設の施工業者・コンサルタント等から聞き取り調査を行い、施工図等、技術的な資料の収集、施設の問題点を把握する。

#### イ 既存資料・関連情報の収集と分析

既存資料及び関連情報の収集・分析を行い、対象設備のメンテナンスマニュアル・資機材リスト内容を確認する。

#### ウ 業務計画書（案）・質問票の作成

業務計画書（案）（和文・仏文）及び調査対象施設へ事前に送付する質問票（仏文）を作成する。なお、質問票に関しては、事前に JICA セネガル事務所を通じてギニア国政府へ送付して回答準備を促す。また、修理修復技術移転 OJT に必要な近隣国の情報を得るため、対象近隣国への質問票（仏）も作成する。

### （２）第 1 回現地派遣

#### ア 第 1 回現地業務計画と業務計画の説明・確認

ギニア国関係者、JICA 関係者への第 1 回現地業務計画の説明を行い、業務の留意点と第 1 回派遣業務の期待される達成状況を確認する。また、業務計画書（案）について、現地作業開始時に先方政府への説明及び内容に関する協議を行う。また、この協議結果をふまえた業務計画書（最終版）を作成する。

#### イ 対象施設の現状把握及び資料・情報収集と分析

対象施設かかる以下の現状把握及び資料・情報の収集と分析を行う。

（イ）対象製氷冷蔵施設の運営状況として、体制（独立採算運営・政府補助運営や維持管理監督体制等）、人員配置（運転・メンテナンス従事者、管理監督人員等）、技術力（運転・メンテナンス従事者の技術力及び管理監督従事者の監督技術等）、予算（施設運転・維持管理予算状況等）等を把握する。

（ロ）対象製氷冷蔵施設の設備現状として、稼働状況（利用状況や今後の見通し等）、メンテナンス状況（メンテナンス方法や頻度等）、予備品状況（予備品リストの有無や保管状況等）等を把握する。

（ハ）対象製氷冷蔵施設の周辺状況として、現地調達資機材の可能性（部品販売店・代理店の有無やコンタクト先情報の有無等）、管理方法（民間製氷会社への施設貸与の可能性、製氷冷蔵施設メンテナンス会社とのメンテナンス契約の可能性等）等を把握する。

（二）対象製氷冷蔵施設の課題を運営面・施設面・技術面・周辺状況面から分析する。

#### ウ 実施計画案・資機材リスト案の協議・作成

上記イの結果をふまえ、対象施設の運営維持管理に関する組織・人員体制・予算や技術者のレベル等を考慮し、第 2 回現地派遣時に実施する修理修復技術移転 OJT に必要な調達資機材を効果的に使用する観点から、JICA セネガル事務所と協議しつつギニア国政府と

対象施設運営組織と共に対象施設を選定する。修理修復技術移転 OJT 実施の為の実施計画案・必要資機材リスト案を協議し、作成する。また、維持管理の持続性の観点から、現地調達で代用可能な資機材の調達の検討、調達先情報を整備する。

#### エ 現地調達資機材リスト最終版の作成、調達

上記ウにおいて作成した修理修復技術移転 OJT に必要な調達資機材の内、ギニア又はセネガルで現地調達する資機材については、仕様、調達先、価格調査等を行い、資機材リストの最終版を作成する。現地調達資機材は調達方針を作成のうえ、必要に応じて入札を行い、現地業者へ発注・輸送手続きを行う。現地調達資機材の発注にあたっては、第 2 回現地派遣時の修理修復技術移転 OJT の業務に間に合うよう引き取り・検品が出来るようにする。なお、調達手続きは機構の会計規程に準じることとし、入札を行う場合には、必要な入札図書を作成する。

#### オ メンテナンス計画案・メンテナンスマニュアル案の作成

対象施設の維持管理体制・技術者レベル・施設利用・業者契約の可能性等を考慮し、JICA セネガル事務所と協議し、ギニア国施設運営組織の運営管理能力等も考慮しつつ、実効性のあるギニア対象施設に係るメンテナンス計画案（短・中期）及びメンテナンスマニュアル案を参加者と共に作成する。なお、これまでのメンテナンス実施に当たり阻害要因（予算、交換パーツへのアクセス等）を明らかにし、調査結果で得た対応策を踏まえ作成する。また、それらは対象施設の実施機関、施設運営者、技術者等にも運営管理しやすい内容とする。

#### カ 対象施設運営・設備に関する提言

ギニア国政府関係者及び施設運営者、技術者に対して対象施設運営組織及び対象製氷冷蔵施設の運転、維持管理等に関する提言を行う。その際、実効性のある提言となるよう、短期（第 2 回現地派遣までの実施内容）・中長期（継続実施が必要な内容）の提言も検討する。

#### キ JICA 事務所報告

第 1 回現地派遣業務に関する JICA セネガル事務所報告を行い、今後の予定等について協議を行う。

### （3）国内分析・第 2 回派遣業務準備作業

#### ア 収集資料・情報整理と分析

第 1 回現地派遣までに収集した資料・情報を整理し、実施計画・資機材リスト最終版の為の分析を行う。



#### イ 実施計画・本邦調達資機材リスト最終版作成

第 1 回現地派遣で協議した修理修復技術移転 OJT 実施計画案・資機材リスト案のうち、本邦調達資機材について、詳細な資機材製造状況、仕様、調達先、価格調査等を行い、実施計画・資機材リスト最終版を作成し、JICA セネガル事務所及びギニア国政府関係者に共有する。

#### ウ 本邦購送資機材の調達

資機材リスト最終版の内、本邦購送資機材について第 2 回現地派遣時に引き取り・検品が出来るよう、発注・輸送手続きを行う。なお、調達手続きは機構の会計規程に準じることとし、入札を行う場合には、必要な入札図書を作成する。本邦発送後は、速やかに JICA セネガル事務所と協議しつつ船積み書類等をギニア国政府に郵送し、ギニア国政府の所掌事項である免税手続き・通関等を促す。

#### エ メンテナンス計画・メンテナンスマニュアル最終版作成

第 1 回現地派遣で協議したギニア対象施設に係るメンテナンス計画案・メンテナンスマニュアル案の項目に従い、内容を追記して、実効性のある計画・マニュアルの最終版を作成する。

#### オ 現地購送資機材の調達支援

第 1 回現地派遣において発注した現地調達資機材に関して、現地納入業者に対して納入時期等の確認を行うとともに、納入機材の保管場所等について対象施設関係者に確認を行う。

#### (4) 第 2 回現地派遣

##### ア 現地業務計画の説明・確認

ギニア国政府関係者、JICA 関係者への第 2 回現地業務計画と修理修復技術移転 OJT 実施計画の説明を行い、資機材検品日や OJT 実施日及び業務終了日の確認等を行う。

##### イ 資機材検品

調達した本邦調達資機材及び現地調達資機材の引き取り及び検品日について、JICA セネガル事務所やギニア国政府関係者と協議し、必要に応じて JICA セネガル事務所の立会も得て検品を行う。

##### ウ 修理修復技術移転 OJT 実施

修理修復技術移転 OJT 実施計画に従い、関係技術者（近隣諸国技術者含む）に対する

OJT での技術的な指導を実施する。なお、近隣諸国からの OJT 参加者の受入については、関係者と必要な支援を行う。

#### エ 近隣諸国対象施設におけるメンテナンス計画とメンテナンスマニュアルへの提言

各国施設の既存メンテナンス計画とメンテナンスマニュアルを基に、適切なメンテナンスを実施する上で弊害となっている点を参加型にて分析し、対応策を検討し、提言する。また、ギニア版メンテナンス計画とメンテナンスマニュアル作成過程で明らかとなったメンテナンス上の留意点等があれば指導を実施する。

#### オ メンテナンス計画・メンテナンスマニュアル指導

対象施設の関係者に対して、ギニア対象施設に係るメンテナンス計画とメンテナンスマニュアル最終版に沿った技術的指導を行う。

#### カ 対象施設運営・施設に関する提言指導

第 1 回現地派遣時に行った提言について、技術的な指導を行う。また、第 2 回現地派遣時で確認された、追加的な提言があった場合には、それらについても技術的な指導を行う。

#### キ JICA 事務所報告

第 2 回現地派遣結果及びギニア国政府への業務完了報告結果等を JICA セネガル事務所へ報告する。

### 6. 成果品等

本業務の各段階において作成・提出する文書は以下のとおりとする。提出部数及び記載事項については以下に定めるとおり。各種成果品の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind\\_guide12\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_01.pdf))にて指定の記載要領に則ること。

仏文版報告書の作成にあたっては、国際的に通用する記述・表現内容とすること（ネイティブスピーカーの校閲等を行うこと）。

#### (1) 業務計画書：和文、仏文各 3 部及び電子データ版（メール送付可）

コンサルタントは、第 1 回現地派遣前の国内作業において既存資料等を分析し、業務計画書（案）を作成、現地作業開始時に先方政府への説明及び内容に関する協議を行う。また、この協議結果をふまえた業務計画書（最終版）を作成し、その内容について JICA セネガル事務所の承認を得ることとする。記載内容は最低限以下の項目を含めるものとする。なお、提出時期は、2016 年 11 月中旬（予定）とする。

- ア 業務の概要（背景・経緯・目的）
- イ 業務実施の基本方針
- ウ 業務実施の具体的方法
- エ 業務実施体制
- オ 業務フローチャート
- カ 先方機関便宜供与負担事項
- キ その他必要事項

（２）質問票：仏文（電子データ版のみ、メール送付可）

コンサルタントは、第 1 回現地派遣前の国内作業において施設の現状把握を目的としたギニア国政府への質問票を作成し、必要に応じて JICA セネガル事務所へ共有し、ギニア国政府へ予め送付し回答準備を促す。なお、提出時期は、2016 年 11 月中旬（予定）とする。

（３）修理修復技術移転 OJT 実施計画・資機材リスト：和文、仏文各 3 部及び電子データ版（メール送付可）

修理修復技術移転 OJT 実施計画・資機材リストは、国内分析・第 2 回派遣準備作業時に速やかに作成し、JICA セネガル事務所及びギニア国政府に共有する。提出時期は、2016 年 3 月中旬（予定）とする。修理修復技術移転 OJT 実施計画は、「3. 業務の目的」を達成するための具体的な作業計画、技術移転項目等を記したものとする。資機材リストは、「3. 業務の目的」を達成するために必要な資機材リストであり、資機材の情報、価格、仕様、調達先情報等を記したものとする。

（４）メンテナンス計画・メンテナンスマニュアル：仏文 3 部及び電子データ版（メール送付可）

第 1 回現地派遣を通じて把握した対象施設や対象技術者の技術レベルや技術者数に応じて作成する。提出時期は、第 2 回現地派遣前の 2017 年 7 月上旬（予定）とする。メンテナンス計画は対象施設の関係者が施設維持管理を実行するため年間計画、必要な資機材、必要経費、資機材調達先等を記したものと、メンテナンスマニュアルは対象施設の技術者等が対象施設の維持管理を実施するために必要な作業・手順を記したものとする。

（５）業務完了報告書：和文、仏文各 3 部及び電子データ版（メール送付可）

コンサルタントは、業務完了後、最終成果品として業務完了報告書を作成し、内容について事前に JICA セネガル事務所の合意を得ることとする。なお、業務完了報告書には最低限以下の項目を含めることとする。提出時期は 2017 年 11 月上旬（予定）とする。

- ア 対象施設の業務実施前と業務実施後の状況比較
- イ 修理修復技術移転対象技術者の OJT 実施前と実施後の技術レベル比較

ウ メンテナンス計画・メンテナンスマニュアルの技術指導の成果

エ 提言、類似案件への留意点・改善点

(6) 電子化の仕様

電子データ版の基本仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind\\_guide12\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_01.pdf))を参照し、詳細はJICAの指示に従うこととする。電子データ版は各作業の段階においてはメール送付での提出を可とするが、上記(1)から(5)を保存したCD-ROMを業務完了時に提出すること。

### 【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

本調査の工程については以下を想定しているが、最終成果品の提出日が指示書より遅くならない限りにおいて、受注者の業務計画に基づいた適切な工程をプロポーザルにて提案することを認める。ただし、【第2 業務の目的・内容に関する事項】「3. 業務の目的」を達成するための現実的なスケジュールを提案すること。

本件業務実施スケジュールの目安は以下に定めるとおりとし、2016年11月上旬(予定)から業務を開始することとする。

項目 \ 時期(月)	2016年		2017年										
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
事前準備	□												
現地調査説明用資料	△												
業務計画書	△												
第1回現地派遣		■											
国内分析・第2回派遣準備作業				▬									
OIT実施計画 資機材リスト					△								
メンテナンス計画、 メンテナンスマニュアル									△				
第2回現地派遣										■			
業務完了報告書													▲

※但し、バーチャートは大まかなスケジュールを示しており、すべてを業務日として貼り付けるものではない。

本件業務量に占める現地作業と国内作業の割合については、特段の定めがない限り、業務量（M/M）のうち7割程度を現地作業に充てることを目安とする。目安と異なる提案を行う場合はその理由をプロポーザルに明記すること。

## 2. 業務量目途と業務従事者の構成

本業務量の目途は 8.0M/M（国内 2.0M/M、現地 6.0M/M）とする。

本業務には、以下に定める業務分野の団員を想定している。以下に定める業務分野についてはそれぞれの分野の担当団員をプロポーザルにて明記すること。ただし、業務量を超えない範囲において団員を追加することを可とする。団員を追加する場合は、プロポーザルにて提案すること。以下に定める団員以外についてはプロポーザル評価における評価対象業務従事者には該当しないため、契約交渉時に当該追加団員の業務内容等につき JICA セネガル事務所との間で協議を要するものとする。また、以下に記載の格付は目安であり、これを超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた本業務全体の経費節約の工夫をプロポーザルに明記のこと。

1) 総括／製氷・冷蔵設備管理／資機材調達（2号）

2) メンテナンス・修理技術指導（3号）

いずれの業務従事者とも製氷・冷蔵設備の専門性を有すること。

## 3. 購入・輸送業務を委託する資機材

本業務の実施にあたり、購送資機材費（機材購入費および機材送料）（本邦調達分および現地調達分含む）は本邦調達分と現地調達分を区別し、別見積もりで提出すること。資機材の調達にあたっては関連する機構の会計規程、機構が定める機材調達ガイドライン「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2015年度7月版）」を遵守した方法・手段により資機材を調達するものとする。なお調達に際しては、業務実施契約1件に含まれる機材購入費の金額は、原則として1,500万円を上限とするが、右上限を超える機材購入費がプロポーザル見積りにてご提案される場合は、契約交渉にて協議を行う。

## 4. 現地再委託

本業務において、現地調査補助員の業務を現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。この場合、理由を付してプロ

ポーザルにて提案すること。また、現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月版）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。なお、現地再委託の経費については本見積もりに含めること。

## 5. 相手国便宜供与内容

機材購入に係る免税

## 6. 配布資料等

### (1) 閲覧資料

ギニア国にて過去に実施した関連無償資金協力報告書は、JICA 図書館にて閲覧・複写が可能。関連案件のURLは以下のとおりである。

#### 1) ギニア共和国第4次小規模漁業振興計画基本設計調査報告書

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/890/890/890\\_513\\_11472867.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/890/890/890_513_11472867.html)

#### 2) ギニア国ブルビネ零細漁港拡張計画基本設計調査報告書

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/890/890/890\\_513\\_11834405.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/890/890/890_513_11834405.html)

#### 3) ギニア国ブルビネ零細漁港拡張計画事業化調査報告書

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/890/890/890\\_513\\_11866092.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/890/890/890_513_11866092.html)

#### 4) ギニア共和国 コナクリ市ケニアン魚市場建設計画基本設計調査報告書

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/890/890/890\\_513\\_11717048.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/890/890/890_513_11717048.html)

### (2) 別途配布資料

対象機材リスト

## 7. 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、在外公館及びJICA事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、JICA事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等についてJICAセネガル事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

## 8. その他特記すべき事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費支出についても、年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

## （２）不正腐敗の防止

本調査の実施に当たっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。

なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

